

令和6年度(2024年度)

京田辺市保育所等施設での
保育の利用・申込みのてびき



- ◆保育の利用を希望する場合に必要な「教育・保育給付認定」等について
- ◆保育所等施設利用の申込み方法、申込みに必要な書類など
- ◆保育料や保育時間など
- ◆各施設の所在地や連絡先

京田辺市輝くこども未来室
保育幼稚園係

〒610-0393 京田辺市田辺80番地

TEL (0774)63 - 1310

令和5年9月29日 発行

目 次

1. 保育の必要性の認定について 1 ページ
2. 申込み方法・受付期間 4 ページ
3. 申込みに必要な書類 6 ページ
4. 保育料(利用者負担額)などについて 8 ページ
5. 保育の利用開始日・保育時間・休所日 13 ページ
6. 入所後の注意事項 14 ページ
7. 継続利用および転所・退所の手続き 16 ページ
8. 市立幼稚園・保育所の再編整備計画について 17 ページ
9. 保育所等利用選考基準表 18 ページ
10. 市内保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業一覧 20 ページ

【参考】令和6年度(2024年度) 児童年齢早見表

| 生 年 月 日 | クラス |
|-------------------------------------|-----|
| 令和 5年(2023年)4月2日 ~ 令和 6年(2024年)4月1日 | 0歳児 |
| 令和 4年(2022年)4月2日 ~ 令和 5年(2023年)4月1日 | 1歳児 |
| 令和 3年(2021年)4月2日 ~ 令和 4年(2022年)4月1日 | 2歳児 |
| 令和 2年(2020年)4月2日 ~ 令和 3年(2021年)4月1日 | 3歳児 |
| 平成31年(2019年)4月2日 ~ 令和 2年(2020年)4月1日 | 4歳児 |
| 平成30年(2018年)4月2日 ~ 平成31年(2019年)4月1日 | 5歳児 |

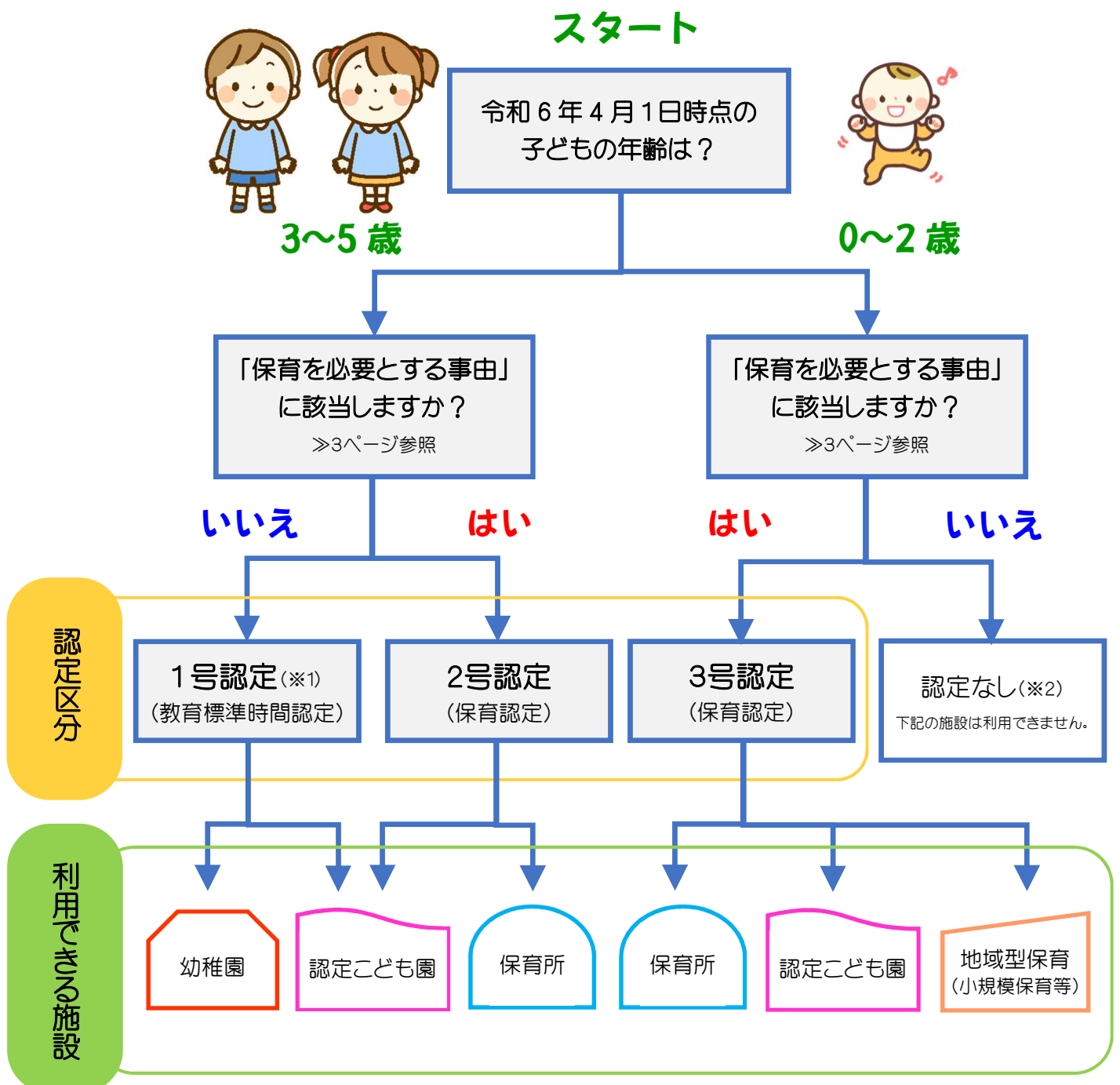


1. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、保育所(園)や認定こども園(保育部分)の利用を希望する場合には、入所申込みに加えて、「保育の必要性の認定」(教育・保育給付認定)が必要になります。

「教育・保育給付認定」とは……保育の利用を希望する児童が、保育が必要な状態であるかどうかの確認をするために行う認定。

(1) あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？



※1 1号認定は、2歳児のうち、3歳の誕生日を迎えた「満3歳児」も対象となります。

※2 必要に応じて、一時保育などのサービスが利用できます。

(2) 認定区分・保育の必要量・利用できる施設について

【認定区分】

教育・保育給付認定には3つの認定区分があり、保育所や認定こども園（保育部分）を利用するためには、2号認定または3号認定を受ける必要があります。

| 年齢 | 保育の必要性 | 認定区分 | 利用できる主な施設・事業所 |
|-------|--------|-----------------------------|---|
| 満3歳以上 | なし | 1号認定(教育標準時間) | 幼稚園 認定こども園(教育部分) |
| 満3歳以上 | あり | 2号認定(保育標準時間) 2号認定(保育短時間) | 保育所 認定こども園(保育部分) |
| 満3歳未満 | あり | 3号認定(保育標準時間) 3号認定(保育短時間) | 保育所 認定こども園(保育部分) 地域型保育(小規模保育事業所等) |

【保育の必要量】

2号・3号認定の場合、保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて、次のいずれかの認定を受けます。

保育標準時間・・・最長11時間の中で、必要となる保育時間が利用可能

保育短時間・・・最長8時間の中で、必要となる保育時間が利用可能

- 延長保育を利用する場合は、開所時間内で上記の時間以上に利用することができます。施設ごとに状況が異なりますので、詳しくは13ページでご確認ください。また、保育要件の変更や家庭状況の変化に伴い、認定区分の変更もできます。変更を希望する場合は、就労証明書等と変更届を希望月の前月15日までに提出してください。

【利用できる施設】

2号・3号認定を受けた方が利用できる施設は以下のとおりです。

| 種別 | 施設概要 | 市内の対象施設 |
|----------|--|--|
| 保育所 | 共働きなどの理由で、家庭で保育できない子どもを預かる施設 | 河原保育所・草内保育所・三山木保育所・南山保育所・大住保育園・みみづく保育園・ウェルネス保育園京田辺 |
| 認定こども園 | 幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ施設 | 松井ヶ丘保育園・こもれび・みんなのき三山木こども園・大住こども園 |
| 地域型保育(※) | 少人数(定員19人以下)で、家庭で保育できない0～2歳児の子どもを預かる施設 | ニチイキッズたなべ保育園・ほほえみ保育園京田辺園・まゆあいのおうち保育園 |

※ 地域型保育には「小規模保育」「家庭的保育」「事業所内保育」「居宅訪問型保育」の4つの区分がありますが、現在本市にある施設は全て「小規模保育」となります。

(3) 保育を必要とする事由

2号・3号認定を受けるには、子ども・保護者がともに京田辺市内に在住し、住民票を有する世帯（転入予定で住所地が確定している世帯を含む。）で、保護者のいずれもが次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

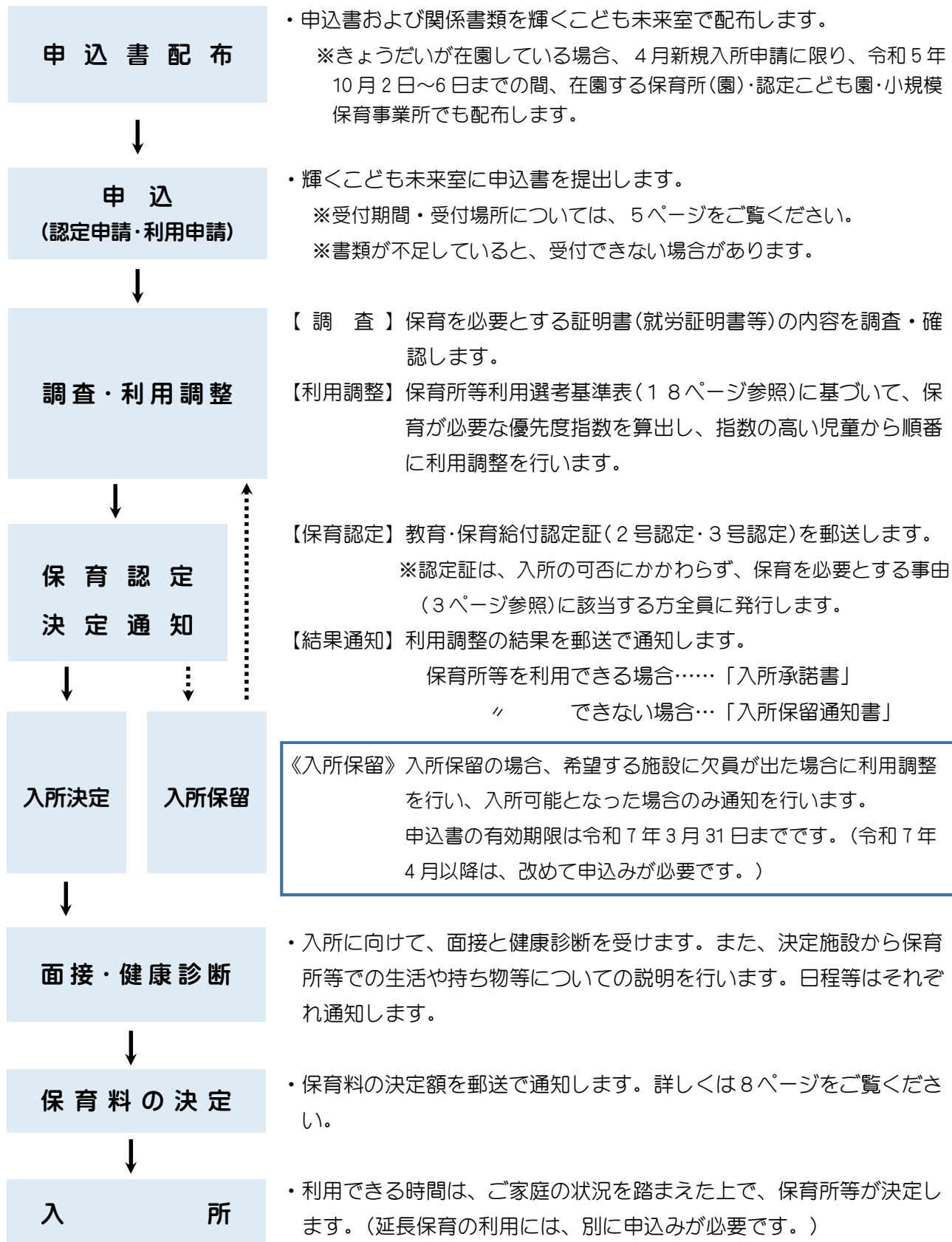
| 区分 | 保育を必要とする事由 | 保育実施期間 | 認定区分 |
|----|------------------------------|-----------------------------------|------------------------|
| ① | 月64時間以上の就労 | 小学校就学前まで | 保育標準時間 または 保育短時間 |
| ② | 妊娠・出産 | 妊娠がわかってから出産(予定)日8週 経過後の翌日の月末まで | 保育標準時間 |
| ③ | 保護者の疾病・障がい | 小学校就学前まで | 保育標準時間 または 保育短時間 |
| ④ | 同居または長期入院などをして いる親族の介護・看護 | 小学校就学前まで | 保育標準時間 または 保育短時間 |
| ⑤ | 災害復旧 | 小学校就学前まで ※災害復旧の完了が見込まれる期間 | 保育標準時間 |
| ⑥ | 求職活動(起業準備を含む。) | 効力発生日から起算して、90日を経過 する日の月末まで | 保育短時間 |
| ⑦ | 保護者の就学等 | 卒業・修了(予定)日の月末まで | 保育標準時間 または 保育短時間 |
| ⑧ | 虐待やDVのおそれがある場合 | 小学校就学前まで | 保育標準時間 |
| ⑨ | 育児休業取得中の継続利用 (在園児に限る。) | 育児休業終了(予定)日の月末まで | 保育短時間 |
| ⑩ | 市が①から⑨までに類すると認 める場合 | 市長が認める期間 | 保育標準時間 または 保育短時間 |

- 就労など、認定区分が「保育標準時間または保育短時間」となっている事由については、個別の状況に応じた区分の認定を行います。
- 認定区分が保育標準時間に該当する場合であっても、保護者の希望により保育短時間認定を行うことは可能です。
- 3号認定の期間は、「満3歳に到達する日の前日まで」となり、満3歳到達時に3号認定から2号認定への認定変更を行います（手続き不要）。
- 区分②⑥⑦⑨の保育実施期間については、小学校就学前までの方が短い場合、小学校就学前までとなります。
- 保育を必要とする事由の変更で区分⑥による継続は1回限りです。また、入所時で既に⑥を事由とされた場合は⑥による継続はできません。

2. 申込み方法・受付期間

(1) 申込み方法（入所までの流れ）

※ 入所決定は、先着順ではありません。



(2) 申込み受付期間・場所について

令和6年度の申込み受付期間および受付場所は、以下のとおりです。

4月新規入所を希望される場合は、第1希望の施設および年齢ごとに受付日時が異なりますので、それぞれ指定の時間に来庁してください。指定の時間に来庁できない場合は、同日の17:00～18:00の間にお越しください。

また、市外認定こども園(保育所部分)に入園を希望される方や企業主導型保育施設の利用に必要な教育・保育給付認定申請をされる方は、下表の受付期間内に受け付けます。

※枚方市の認定こども園(保育所部分)ご希望の方は令和5年11月7日から令和5年11月9日の間に受付をお済ませください。

| 入所時期 | 受付日・受付場所 | | 受付時間(第1希望の施設・年齢別) | |
|------------------|---|----------------------------------|--|-----------------------------------|
| | | | ★は2歳までの施設 | |
| | | | 午前の部(9:30～11:30) | 午後の部(13:30～17:00) |
| 4月 入所希望 | 令和5年11月7日(火) | コミュニティ ホール (市役所正面 玄関付近) | 松井ヶ丘保育園 0・3・4・5歳 | 松井ヶ丘保育園 1・2歳 |
| | 令和5年11月8日(水) | | ★ニチキッズたなべ保育園 0・1・2歳 みみづく保育園 3・4・5歳 | みみづく保育園 1歳 |
| | 令和5年11月9日(木) | | みみづく保育園 0・2歳 こもれび 3・4・5歳 | みんなのき三山木こども園 0・1・2歳 3・4・5歳 |
| | 令和5年11月10日(金) | | ★ほほえみ保育園京田辺園 0・1・2歳 こもれび 0・2歳 | こもれび 1歳 ★ウェルネス保育園 0・1・2歳 |
| | 令和5年11月13日(月) | | 草内保育所・大住保育園・大住こども園 0・2・4歳 ★まゆあいのおうち保育園 0・1・2歳 | 草内保育所・大住保育園 ・大住こども園 1・3・5歳 |
| | 令和5年11月14日(火) | | 三山木保育所 0・2・4歳 | 三山木保育所 1・3・5歳 |
| | 令和5年11月15日(水) | | 河原保育所 0・2・4歳 | 河原保育所 1・3・5歳 |
| 5月以降 入所(転所)希望 | 【受付日】 令和6年4月1日以降 の市役所開庁日 【申込期限】 入所(転所)希望月の 前月15日 (15日が閉庁日の場合 は、翌開庁日) | 輝くこども 未来室 (市役所2階) | 【受付時間】 8:30～12:00 13:00～17:15 ◎ 第1希望の施設・年齢に関わらず、受付可能です。 ◎ 途中入所(転所)は、各月1日入所となります。 | |

- 年齢は、令和6年4月1日時点の満年齢になります。
- きょうだい同時申請をされる場合は、一番上の児童の受付時間にお越しください。

3. 申込みに必要な書類

(1) 持ち物《全員必要》

- ・マイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票（こども・保護者分）
※記載されている氏名や住所などに変更がない場合は「通知カード」でも可
- ・運転免許証、マイナンバーカードなど、顔写真付き本人確認書類（手続きに来られる方）
- ・印鑑（認印）

(2) 共通書類《全員必要》

- ・令和6年度保育所等入所申込兼教育・保育給付認定申請書
- ・保育所等入所申込兼教育・保育給付認定に係る世帯状況等の調査承諾書兼保育料減免申請書
- ・令和6年度保育所等入所申込に関する確認書（提出用）

(3) 要件ごとに必要な書類（該当する事由に応じた書類を提出）

| 保育を必要とする事由 | | 必要な書類 | 証明・確認(申立)者 |
|------------|-----------------------|---|---|
| ① | 就 労 | 会社員等、法人が営む事業に従事（採用予定含む。） 就労証明書 | 事業所の代表者または担当者 |
| | 上記以外の事業に従事（主に個人事業など） | 就労証明書 と「個人事業等従事者の添付書類一覧」(7ページ参照)に掲げるいずれかの書類の写し 内職または農業に従事している場合は、就労証明書に代えて、それぞれ以下の証明書を提出してください。 内職……内職委託工賃支払証明書 農業……耕作証明書 | 事業主本人または担当者 内職を委託している事業所の担当者 農業委員会の委員または農家組合長 |
| ② | 妊 娠・出 産 | 母子健康手帳 の写し (母親の氏名・分娩予定日が記載されたページ) | |
| ③ | 保護者の疾病・障がい | 【疾 病】… 診断書 (本市の様式) 【障がい】… 障害者手帳 等の写し | 診断書は担当医(病院等施設) |
| ④ | 親族の介護・看護 | 介護・看護に関する申立書 | 民生委員・児童委員 |
| ⑤ | 災害復旧 | 災害復旧申立・確認書(罹災世帯は罹災証明書) | 罹災証明は市町村担当課 ボランティアの証明は各社会福祉法人またはNPO法人 |
| ⑥ | 求職活動 | 求職活動中 求職活動に関する申立書 と求職活動を証明する書類の写し(ハローワークの求職カードなど) | 求職している者 |
| | 起業準備中 | 起業準備に関する申立書 と事業計画書などの写し | 起業を予定している者 |
| ⑦ | 就学等 | 就学中 在学証明書 | 通学する学校の担当部署 |
| | 職業訓練中 | 職業訓練証明書 | 訓練を主催する法人等 |
| ⑧ | 虐待・DVのおそれ | 公的機関からの証明書 (保護命令の写しなど) | 公的機関 |
| ⑨ | 育児休業取得中の継続利用（在園児に限る。） | 継続入所願・変更届 就労証明書 (育児休業期間が記載されたもの) | 就労証明書は事業所の代表者または担当者 |
| ⑩ | 市が①から⑨までに類すると認める場合 | それぞれの状況に応じて必要な書類 | 権限を有する者 |

(参考)「個人事業等従事者の添付書類一覧」

1. 営業許可証
2. 個人事業の開廃業等届出書
3. 青色申告承認申請書（收受印、受付の事実が確認できる記載のあるもの）
4. 前年度の確定申告第一表と第二表（收受印、受付の事実が確認できる記載のあるもの）
5. 青色事業専従者給与に関する届出書（收受印、受付の事実が確認できる記載のあるもの）
※専従者の場合、確定申告第二表の事業専従者欄に氏名が記されていることでも可
6. 確定申告に提出する決算書（白色申告は内訳書）

※ 上記1～6のいずれも添付できない場合は、民生委員・児童委員または商工会が確認・押印した「営業証明書(市様式)」を添付してください。商工会未加入で地域の民生委員・児童委員もわからない場合は、輝くこども未来室にお問い合わせください。

※ 各資料に記載された売上等金額の部分は、黒塗りをして提出してください。

(4) その他の添付書類（該当する方のみ）

| 保護者の状況 | 必要な書類 | 証明・確認(申立)者 |
|--|--|--------------------------------|
| きょうだいが市内の認可保育施設または市立幼稚園以外の施設で保育を利用している場合 | 在園証明書 | 通園施設の施設長 |
| 育児休業期間の終了する月が入所希望月以降である場合 | 育児休業期間変更の申立書 | 育児休業取得中の者(本人) |
| 本市に住民票をおく親族等の居宅に転入を予定している場合 | 転入予定申立書 | 対象児童の世帯主(保護者) ※転入先世帯主の承諾も必要 |
| 住宅購入等により、転入を予定している場合 | 住宅の売買契約書の写し・賃貸借契約の写しなど、転入予定先住所と転入予定日が確認できる書類 | |
| ひとり親世帯 | 児童扶養手当証書、福祉医療受給者証または戸籍謄本いずれかの写し | 自治体のひとり親担当 本籍地自治体の担当 |
| 配偶者と離婚を前提に別居し、かつ調停申立がない場合 | 離婚協議中に関する申立書 | 民生委員・児童委員 |
| 保護者以外の親族が申込書類を提出する場合 | 委任状 | 委任者(保護者) |



4. 保育料（利用者負担額）などについて

2号・3号認定子どもの保育料(利用者負担額)は、保護者の所得に応じて算定された市(区町村)民税の所得割額から算定しています。保育の必要量の認定区分や年齢区分、世帯状況等によって保育料が異なります。

保育料の無償化について

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。
これに伴い、以下の児童に係る保育料が無償となります。

- ・ 3歳児から5歳児全員
- ・ 住民税非課税世帯の0歳児から2歳児

なお、副食費(おかず代)は実費徴収となります。

詳しくは「(6)給食費について」(12ページ)でご確認ください。

※ 延長保育料は無償化の対象外です。

(1) 保育料の算定方法

保育料は、4月分～8月分は前年度、9月分～翌年3月分は当該年度の市(区町村)民税額により算定します。そのため、年度途中で保育料が変更となる場合があります。

また、下記の基準日時点で京田辺市内に住民票がなかった保護者については、原則として情報連携により基準日に住民票のあった自治体から税情報を取得しますが、場合により税の証明書類の提出を求められることがありますので、ご了承ください。

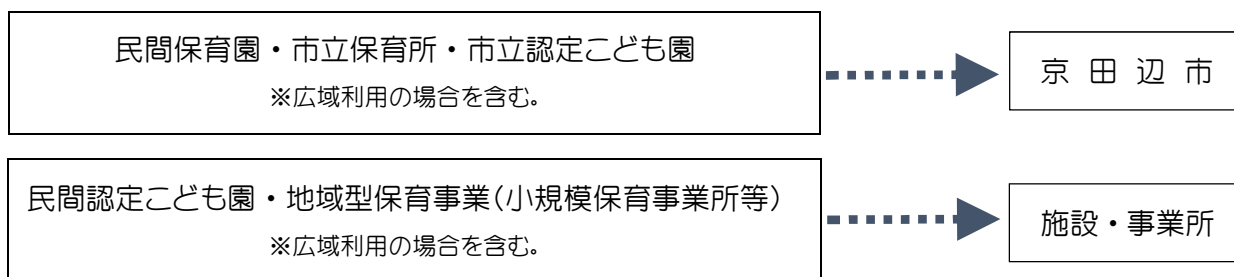
《令和6年度の保育料算定の仕組み》

| 4月分～8月分 | 9月分～翌年3月分 |
|---|---|
| 令和5年度の市(区町村)民税額で算定 基準日:令和5年1月1日 (税額通知は令和5年6月以降) | 令和6年度の市(区町村)民税額で算定 基準日:令和6年1月1日 (税額通知は令和6年6月以降) |

※ 確定申告および修正申告等で税額が変更された場合や、離婚等で保育料納付義務者や合計課税額が変更になる場合、保育料が変更になる場合がありますので、すみやかに連絡してください。

※ 保育料は、原則として父母の課税額の合計で階層認定を行います。所得状況によっては、父母以外の保護者(祖父母等)の課税額をもとに階層認定を行う場合があります。また、算定にあたっては、住宅借入金特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の適用はありません。

(2) 保育料の納付先



(3) 保育料の納付方法

《 保育料は、便利で安全な口座振替での納付をお願いします。》

(注意) 認定こども園等の場合、事業者ごとに支払方法・支払日が異なりますので、通園する施設でご確認ください。

口座振替による納付

保育料の納付については、納入者の利便と納入金の安全を確保するため、**原則として口座振替で納付してください。**

下記のいずれかの指定金融機関で口座振替の登録手続きをしていただくことで、毎月末(休業日の場合は翌営業日)に指定の口座から引き落とされます。

京都銀行・南都銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫・JA京都やましろ・ゆうちょ銀行

※ 口座振替できなかった場合

預金残高不足等により指定日に口座振替ができなかった場合は、納入通知書(納付書)をお送りしますので、届き次第すみやかに納付してください。

(納付方法については、下記「納入通知書(納付書)による納付」参照)

納入通知書(納付書)による納付

やむを得ない事情のため口座振替による納付ができない方には、毎月10日前後に納入通知書(納付書)を発行します。

届きましたら、下記の金融機関等に持参の上、納入期限までに現金で納付してください。

京都銀行・南都銀行・京都中央信用金庫・京都信用金庫・JA京都やましろ・ゆうちょ銀行
りそな銀行・近畿労働金庫
京田辺市役所(出納室)または市内市立保育所・こども園

保育料は必ず期限までに納めましょう！！



保育料を滞納すると、他の利用者との公平性が失われるだけでなく、保育現場に大きな影響を与え、保育のサービスが維持できなくなるおそれがあります。

未納のまま放置されると、納付の意思がないものと判断され、**差押えなどの処分を受ける場合があります。**また、納付が滞った場合には、保護者の同意の上、児童手当等から保育料の支払に充てる場合がありますので、ご注意ください。

何らかの事情で保育料を納めることができない場合は、分割納付などの相談に応じますので、輝くこども未来室までご連絡をお願いします。

(4) 京田辺市保育所保育料一覧表

月額保育料 保育標準時間

《 令和5年9月29日現在 》

| 定義 | | 階層区分 | 0歳児 | 1・2歳児 | 3・4・5歳児 |
|-------------------------------|-------------------------------------|------|---------|---------|---------|
| 生活保護受給世帯等 | | A | 0円 | 0円 | 0円 |
| 市民税非課税世帯 | | B | 0円 | 0円 | 0円 |
| 市民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等) | | C1 | 4,900円 | 4,900円 | 0円 |
| 市民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等以外) | | C2 | 9,800円 | 9,800円 | 0円 |
| 市民税所得割・均等割課税世帯で所得割額の合計が各範囲のもの | 48,600円未満 (ひとり親世帯等) | D1 | 4,900円 | 4,900円 | 0円 |
| | 48,600円未満 | D2 | 11,800円 | 11,800円 | 0円 |
| | 48,600円以上 64,600円未満 (ひとり親世帯等) | D3 | 4,900円 | 4,900円 | 0円 |
| | 48,600円以上 64,600円未満 | D4 | 16,100円 | 16,100円 | 0円 |
| | 64,600円以上 77,101円未満 (ひとり親世帯等) | D5 | 4,900円 | 4,900円 | 0円 |
| | 64,600円以上 80,600円未満 | D6 | 19,500円 | 19,500円 | 0円 |
| | 80,600円以上 97,000円未満 | D7 | 22,200円 | 22,200円 | 0円 |
| | 97,000円以上 121,000円未満 | D8 | 27,600円 | 27,600円 | 0円 |
| | 121,000円以上 145,000円未満 | D9 | 33,700円 | 33,700円 | 0円 |
| | 145,000円以上 169,000円未満 | D10 | 37,500円 | 37,500円 | 0円 |
| | 169,000円以上 202,000円未満 | D11 | 40,600円 | 40,600円 | 0円 |
| | 202,000円以上 235,000円未満 | D12 | 43,200円 | 43,100円 | 0円 |
| | 235,000円以上 268,000円未満 | D13 | 46,900円 | 46,800円 | 0円 |
| | 268,000円以上 301,000円未満 | D14 | 50,700円 | 50,600円 | 0円 |
| | 301,000円以上 333,000円未満 | D15 | 52,500円 | 52,400円 | 0円 |
| | 333,000円以上 365,000円未満 | D16 | 54,600円 | 54,500円 | 0円 |
| | 365,000円以上 397,000円未満 | D17 | 60,000円 | 59,900円 | 0円 |
| | 397,000円以上 445,000円未満 | D18 | 65,400円 | 65,300円 | 0円 |
| | 445,000円以上 | D19 | 70,900円 | 70,800円 | 0円 |

月額保育料 保育短時間

《 令和5年9月29日現在 》

| 定義 | 階層区分 | 0歳児 | 1・2歳児 | 3・4・5歳児 | |
|-------------------------------|-------------------------------------|---------|---------|---------|----|
| 生活保護受給世帯等 | A | 0円 | 0円 | 0円 | |
| 市民税非課税世帯 | B | 0円 | 0円 | 0円 | |
| 市民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等) | C1 | 4,800円 | 4,800円 | 0円 | |
| 市民税均等割のみ課税世帯 (ひとり親世帯等以外) | C2 | 9,600円 | 9,600円 | 0円 | |
| 市民税所得割・均等割課税世帯で所得割額の合計が各範囲のもの | 48,600円未満 (ひとり親世帯等) | D1 | 4,800円 | 4,800円 | 0円 |
| | 48,600円未満 | D2 | 11,500円 | 11,500円 | 0円 |
| | 48,600円以上 64,600円未満 (ひとり親世帯等) | D3 | 4,800円 | 4,800円 | 0円 |
| | 48,600円以上 64,600円未満 | D4 | 15,800円 | 15,800円 | 0円 |
| | 64,600円以上 77,101円未満 (ひとり親世帯等) | D5 | 4,800円 | 4,800円 | 0円 |
| | 64,600円以上 80,600円未満 | D6 | 19,100円 | 19,100円 | 0円 |
| | 80,600円以上 97,000円未満 | D7 | 21,800円 | 21,800円 | 0円 |
| | 97,000円以上 121,000円未満 | D8 | 27,100円 | 27,100円 | 0円 |
| | 121,000円以上 145,000円未満 | D9 | 33,100円 | 33,100円 | 0円 |
| | 145,000円以上 169,000円未満 | D10 | 36,800円 | 36,800円 | 0円 |
| | 169,000円以上 202,000円未満 | D11 | 39,900円 | 39,900円 | 0円 |
| | 202,000円以上 235,000円未満 | D12 | 42,400円 | 42,300円 | 0円 |
| | 235,000円以上 268,000円未満 | D13 | 46,100円 | 46,000円 | 0円 |
| | 268,000円以上 301,000円未満 | D14 | 49,800円 | 49,700円 | 0円 |
| | 301,000円以上 333,000円未満 | D15 | 51,600円 | 51,500円 | 0円 |
| | 333,000円以上 365,000円未満 | D16 | 53,600円 | 53,500円 | 0円 |
| | 365,000円以上 397,000円未満 | D17 | 58,900円 | 58,800円 | 0円 |
| 397,000円以上 445,000円未満 | D18 | 64,200円 | 64,100円 | 0円 | |
| 445,000円以上 | D19 | 69,600円 | 69,500円 | 0円 | |

(5) 保育料の減免措置

保育料については、以下のような減免制度があります。

ご不明な点がございましたら、輝くこども未来室にお問い合わせください。

| 減免内容 | 要件（年齢制限・所得制限など） |
|---------|---|
| 第2子半額 | 同一世帯から2人以上の小学校就学前の子どもが保育所等（※注1）に在籍または児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合 |
| | 市（区町村）民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯で、生計を一にする世帯に子どもが2人以上いる場合（子どもの年齢制限なし） |
| 第2子以降無料 | 市（区町村）民税所得割額の合計が77,101円未満のひとり親世帯等（※注2）の場合 |
| 第3子以降無料 | 同一世帯から3人以上の小学校就学前の子どもが保育所等（※注1）に在籍または児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合 |
| | 市（区町村）民税所得割額の合計が169,000円未満（D10階層まで）の世帯で、令和6年4月1日時点で18歳未満の子どもが3人以上いる場合 |
| | 市（区町村）民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯で、保護者が扶養する子どもが3人以上いる場合（子どもの年齢制限なし） |

（注1）「保育所等」……保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育（小規模保育）事業所・企業主導型保育施設・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部

（注2）「ひとり親世帯等」とは、以下の世帯のことをいいます。

- ① 児童扶養手当受給の有無にかかわらず、利用申請児の父または母あるいはそれに代わる保護者が戸籍を別にし、かつ住民登録上および事実上いない（同居していない）世帯
- ② 利用申請児と同居する世帯員に障害者手帳等の発行を受けている者がいる世帯

(6) 給食費について

保育所（園）・認定こども園では、子どもの健全な発育・発達や望ましい食習慣の形成、食に関する関心向上等を図るため、給食を提供しています（※1）。

給食費（主食費〔米飯代〕+副食費〔おかず代〕）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、無償化後も保護者負担が原則（※2）となり、在園施設（市内市立保育所・こども園については市）で実費徴収させていただきます。徴収方法・徴収金額はそれぞれ異なる場合がありますので、各施設でご確認ください。徴収金額については、物価高騰の影響により変更となる可能性があります。

なお、以下のいずれかの要件に該当する児童については副食費が免除になります。

- 1) 市（区町村）民税所得割額の合計が57,700円未満（ひとり親世帯等にあつては77,101円未満）世帯の児童
- 2) 同一世帯から3人以上の小学校就学前の子どもが保育所等に在籍または児童発達支援・医療型児童発達支援等を利用している場合の第3子以降の児童
- 3) 市（区町村）民税所得割額の合計が169,000円未満世帯で、令和6年4月1日時点で18歳未満の子どもが3人以上いる場合の第3子以降の児童
- 4) 市（区町村）民税所得割額の合計が77,101円未満世帯で、生計を一にする世帯に子どもが3人以上いる場合の第3子以降の児童（子どもの年齢制限なし）

※1 食育の取組として「お弁当の日」を設定している園もあります。

※2 0～2歳児の給食費は保育料に含まれています。

5. 保育の利用開始日・保育時間・休所日

(1) 保育の利用開始日

| | |
|------------|---|
| 4月入所 | <p>令和6年4月4日(木) 入所式 令和6年4月5日(金) から 保育開始</p> <p>※民間園については、上記と異なる場合があります。詳しくは各施設でご確認ください。</p> |
| 年度途中入所(転所) | <p>利用希望月の1日から 保育開始</p> <p>※各月1日付けの入所となります。</p> |



(2) 施設の開所時間・保育時間

| 施設名 | 開所時間 | | 保育標準時間 | | 保育短時間 | |
|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 月～金 | 土 | 月～金 | 土 | 月～金 | 土 |
| 河原保育所 | 7:00-19:00 | 7:00-16:00 | 7:00-18:00 | 7:00-16:00 | 8:30-16:30 | 8:30-16:00 |
| 草内保育所 | | | | | | |
| 三山木保育所 | | | | | | |
| 南山保育所 | | | | | | |
| 大住こども園 | | | | | | |
| 大住保育園 | | | | | | |
| 松井ヶ丘保育園 | | 7:00-18:00 | 7:00-18:00 | 7:00-18:00 | 8:30-16:30 | 8:00-16:00 |
| まゆあいのうち保育園 | | | | | | |
| みみづく保育園 | | | | | | |
| こもれび | | | | | | |
| みんなのき三山木こども園 | | | | | | |
| ニチイキッズたなべ保育園 | | | | | | |
| ほほえみ保育園京田辺 | 7:00-20:00 | 7:00-18:00 | 7:00-18:00 | 8:30-16:30 | 8:30-16:30 | |
| ウェルネス保育園京田辺 | | | | | | |

※ウェルネス保育園は日曜・祝日も保育を実施しています。開所時間・保育時間は土曜日と同じです。

【注意事項】

1. 保育標準時間の認定を受けた方は、就労等の状況により各施設から許可された時間の保育利用が可能です。保育標準時間認定を受けた方全員が11時間利用できる制度ではありません。
2. 就労等の状況により18:00以降も保育が必要な場合は、各施設で延長保育の申請をしてください。なお、民間園については延長保育料がかかる場合があります。

(3) ならし保育について

初めて保育所等に入所される子どもにとって、新しい環境に慣れるまではしばらく時間がかかります。子どもの心身に大きな負担やストレスをかけないようにするため、全ての児童を対象に入所後おおむね7日間のならし保育を実施しています。

ならし保育実施中は延長保育の利用はできませんので、お迎えの時間を確認の上、事前に予定の調整をお願いします。

ならし保育実施中
の保育時間

午前8時30分からお昼(給食後)までの間

※ 年度途中入所児で定員に余裕があり、特別な事情がある場合「保育所入所前ならし保育申請書」を提出いただくことで、入所前月末からのならし保育(1週間以内)を実施できる場合があります。

(4) 休所日

以下のいずれかに該当する日は、休所となります。

民間園では対応が異なる場合があります。詳しくは通園する施設でご確認ください。

- ① 年未年始(12月29日～1月3日)
- ② 日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する祝日および休日
- ③ 入所式の午後
- ④ 気象特別警報および気象警報(暴風警報および暴風雪警報に限る)発表時
- ⑤ 暴風雨、暴風雪、大雨、大雪、洪水その他の異常な自然現象により生じる災害の発生が予想されるとき
- ⑥ その他市長が特に必要と認められた日

6. 入所後の注意事項

入所後は、以下のとおり書類の提出が必要となりますので、それぞれの提出期限までに通園する保育施設に必要書類を提出してください。

提出期限までに提出されなかった場合は、保育を必要とする事由がない子どもとなり、退所(保育の実施の解除)になる場合があります。

また、下記以外でも手続きが必要となる場合がありますので、通園する保育施設または輝くこども未来室にお問い合わせください。

《 全員対象 》

★ 保育を必要とする事由を確認するための調査(原則 年2回)

保育の必要な事由を確認する重要な調査です。必ず提出期限までに提出してください。



《 該当者のみ 》

- ◆ 住所・連絡先・家庭の状況等、届出内容に変更が生じた場合
- ◆ 新たに就労を始めるまたは転職・退職する場合
- ◆ 就労内容（勤務時間・雇用期間等）が変更となる場合
- ◆ 育児休業を取得・延長または終了する場合
- ◆ 妊娠がわかった場合

提出書類：変更届 + 添付書類（就労証明書・継続入所願 等）
提出時期：変更することが決まり次第、すみやかに提出してください。

◆ 「採用予定」「求職活動」「起業準備」「育休からの復職」の要件で入所した場合

提出書類：（就労開始日・育休からの復職日以降に発行された）就労証明書
個人事業等従事者については、就労証明書に加え「個人事業等従事者の添付書類一覧」（7ページ参照）のうちのいずれかの書類の写しを添付すること。

提出期限：採用予定・育休からの復職の要件で入所した場合……入所した月の末日
求職活動・起業準備の要件で入所した場合……入所後90日を経過する日の月末まで



子どもが体調不良のとき…



市では、お子さんが病氣中や病氣の回復期で集団保育が困難であり、仕事などの事情で保護者が家庭で保育できないときに、一時的にお預かりする「病児保育事業」を行っています。実施施設はJR松井山手駅近くの浜口キッズクリニック内「にっこにこ」です。

浜口キッズクリニック「にっこにこ」
京田辺市松井ヶ丘三丁目1-9

☎090-8653-1581



病児保育「にっこにこ」の
HPはこちら↑

※同志社山手地区にある企業主導型保育施設「やすらぎ保育園」でも病児保育を実施しています。詳しくは、やすらぎ保育園へ直接、お問い合わせください。

☎0774-65-3939

7. 継続利用および転所・退所の手続き

保育所等を利用中の方が次年度(令和6年4月以降)も引き続き施設の利用を希望される場合、別の施設に転所を希望される場合または在園している施設を退所される場合は、それぞれ以下の手続きが必要となります。

| (1) 次年度の継続利用を希望する場合 | |
|---------------------|---|
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等入所児童台帳兼教育・保育給付認定申請書(令和6年度継続利用児現況届) ・保育を必要とする事由の証明書類(就労証明書等。詳しくは6ページ参照。) |
| 提出期日 | 市が指定する期日(別途お知らせします。) |
| 提出先 | 在園する施設(書類は施設を経由して配布します。) ※市外の認可保育施設や企業主導型保育施設を利用中の方は、輝くこども未来室 |

| (2) 転所を希望する場合 | | |
|---------------|--|-------------------------------|
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等転所願 ・保育を必要とする事由の証明書類(就労証明書等。詳しくは6ページ参照。) | |
| 提出期日 | 4月転所 | 市が指定する日(令和6年度継続利用児現況届と合わせて提出) |
| | 年度途中転所 | 転所希望月の前月15日(15日が閉庁日の場合は、翌開庁日) |
| 提出先 | 4月転所 | 在園する施設 |
| | 年度途中転所 | 輝くこども未来室 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用調整は「保育所等利用選考基準表」(18ページ参照)に基づき、新規入所申請者とあわせて行います。 ・転所願は、保育要件が続く限り、年度末まで有効ですので、毎月の提出は不要です。 ・転所できない場合は、引き続き在籍園にお通いいただくこととなります。 ・転所決定後に辞退された場合、在籍園に戻ることはできません。 ・転所が決定した場合であっても、在籍園へすでに納入された諸費等は返金できない場合があります。 ・育児休業取得中の継続利用をしている児童は、転所できません(転所希望月から復職予定の場合を除く)。 | |

| (3) 退所する場合 | |
|------------|------------------------------|
| 提出書類 | ・保育所等退所届 |
| 提出期日 | 退所することが決まり次第すみやかに |
| 提出先 | 在園する施設 |
| その他 | ・退所届提出後の取下げはできませんので、ご注意ください。 |

※ 保育所等転所願・保育所等退所届および保育を必要とする事由の証明書類は、各施設または輝くこども未来室で配布します。

※ 市外の認定こども園や認可外保育施設等(企業主導型保育施設を含む。)を利用中の方が、市内認可保育施設の利用を希望される場合は「転所」には該当せず、新規の入所申請が必要になります(逆の場合も同様です)。

※ 小規模保育事業所2歳児クラスまたはウェルネス保育園京田辺2歳児クラスを利用中の方が、次年度から他施設の3歳児クラスの利用を希望される場合は「転所」には該当せず、新規の入所申請が必要になります。



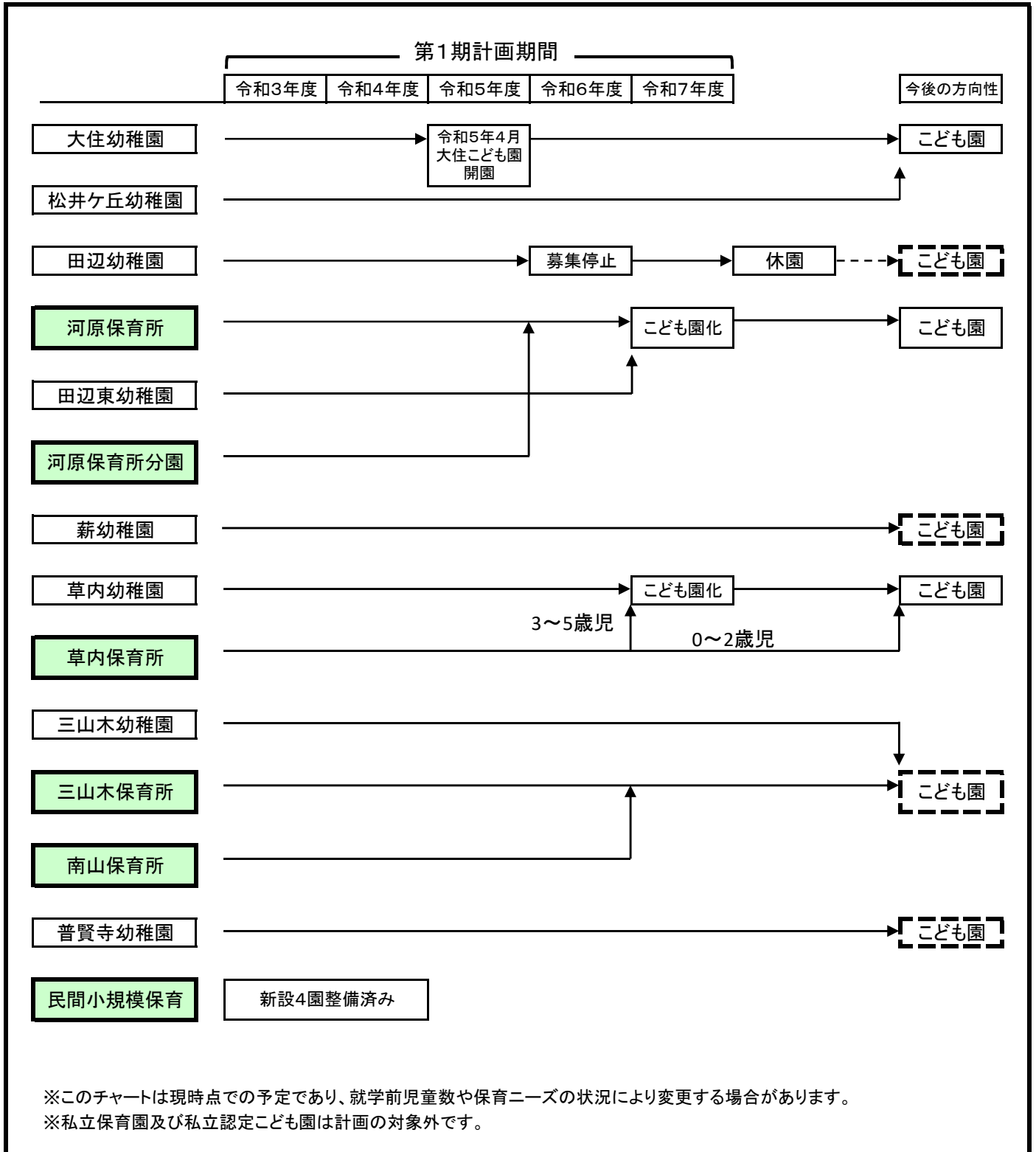
8. 市立幼稚園・保育所の再編整備計画について

本市では、令和3年7月に「第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画」を策定しました。この計画に基づいて市立幼稚園・保育所の再編整備を進めてまいりますので、各園の状況を十分確認の上、入所申請をしてください。
 なお、再編整備計画の詳細については、市ホームページ等でご確認ください。



再編整備計画のHPはこちら→

<再編整備計画チャート>



9. 保育所等利用選考基準表

基本指数表

| 区分 | | 保護者の状況 | | 保護者(父) | 保護者(母) |
|-------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------|--------|--------|
| 1 | 就労 (法人が営む事業に に従事する者) | 就労時間 | 月間160時間以上 | 38 | 38 |
| | | | 月間140時間以上 | 36 | 36 |
| | | | 月間120時間以上 | 34 | 34 |
| | | | 月間100時間以上 | 30 | 30 |
| | | | 月間64時間以上 | 26 | 26 |
| | | 加算 | 市外への単身赴任中(予定) | 2 | 2 |
| 2 | 上記区分1以外で 就労 (主に個人事業等に 従事する者) | 就労時間 | 月間160時間以上 | 34 | 34 |
| | | | 月間140時間以上 | 32 | 32 |
| | | | 月間120時間以上 | 30 | 30 |
| | | | 月間100時間以上 | 26 | 26 |
| | | | 月間64時間以上 | 22 | 22 |
| | | 加算 | 市外への単身赴任中(予定) | 2 | 2 |
| 3 | 妊娠中・出産 | (切迫流産等の入院は疾病の扱い) | | 2 | 5 |
| 4 | 疾病・障がい | 疾病 | 1か月以上の入院をしている又は1か月以上の入院が決定している場合 | 38 | 38 |
| | | | 1か月以上の通院加療を行い、自宅で安静を要する状態である場合 | 26 | 26 |
| | | | その他、医師が「保育できない」と診断する場合 | 15 | 15 |
| | | 障がい | 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの認定がある | 38 | 38 |
| 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの認定がある | 34 | | 34 | | |
| 5 | 介護・看護 | 同居の親族を自宅で常態的に介護・看護している | | 14 | 14 |
| | | 長期入院等をしている親族を常態的に介護・看護している | | 12 | 12 |
| | | 上記以外で親族の介護・看護を常態としている | | 10 | 10 |
| 6 | 震災・風水害等、 災害復旧 | 罹災証明等が全壊・全焼で市内に単世帯で避難し、復旧に従事 | | 18 | 18 |
| | | その他証明区分で親族居宅に避難し、復旧に従事 | | 10 | 10 |
| | | ボランティアとして月16日間以上の災害復旧作業に従事 | | 15 | 15 |
| 7 | 求職活動中 | 採用予定 | 月間160時間以上就労予定 | 20 | 20 |
| | | | 月間140時間以上就労予定 | 16 | 16 |
| | | | 月間120時間以上就労予定 | 12 | 12 |
| | | | 月間100時間以上就労予定 | 10 | 10 |
| | | | 月間64時間以上就労予定 | 8 | 8 |
| | | 起業準備中である | | 8 | 8 |
| | | それ以外 | | 6 | 6 |
| 8 | 就学 | 自宅外の就学先に通学している | | 12 | 12 |
| | | 職業訓練校に入校している | | 10 | 10 |
| | | 就学内定または職業訓練校に入校予定である | | 8 | 8 |
| | | 指数A | | | |

○基本指数区分1～8の内、(父)(母)それぞれが1つの区分に該当します。複数の区分に該当する場合は、指数が高い区分のみを指数Aとします。

| | | |
|-----|---|---------|
| その他 | 保護者、世帯又は子どもの状況から市が特に「保育が必要である」と認める場合(児童虐待など特別の支援を要する家庭) | 別途、利用調整 |
|-----|---|---------|

調整指数表

| 区分 | | 世帯の状況 | | 指数 |
|----|--|--|--|----|
| 1 | ひとり親世帯 (戸籍異動済み) | 児童扶養手当を受給している又は受給予定がある (全部支給・一部支給含む) | | 40 |
| | | 認定を受けているが、上記手当の受給はない、保護者ひとりと子ども以外同居する者が ない(支給停止世帯) | | |
| | | 上記以外でひとり親世帯の認定がある又は認定申請中である | | |
| 2 | 生活保護世帯 | 配偶者と離婚協議中でその配偶者分の証明書類が提出できない場合 | | 30 |
| | | 生活保護受給証明の提出があり、かつ生活保護担当課やハローワークの就労支援事業 に参加している | | 3 |
| 3 | 生計中心者の失業 により就労が必要 (生活保護世帯を除 く) | 上記就労支援事業に参加していない生活保護世帯 | | 2 |
| | | 雇用保険受給資格が特定受給資格者又は特定理由離職者と判定されている | | 3 |
| 4 | 虐待・DVのおそれ がある世帯 | その他会社(事業所)都合での離職と確認できる第三者が発行する書類がある | | 2 |
| | | 上記以外の場合 | | 1 |
| | | 裁判所から保護命令、接近禁止命令等の発令が確認できる場合 | | 6 |
| 5 | 子どもに障がいがある 世帯 | それ以外で本市家庭児童相談室、警察署、DVセンター等と相談中又は市外の担当と相談 中であることが確認できる場合 | | 2 |
| | | 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれか 又は複数の交付がある | | 3 |
| 6 | 育児休業からの復 帰(※) | 各障害者手帳3級以下、療育手帳B相当の交付がある | | 1 |
| | | 育児休業取得期間が2年以上で復帰(出生日から起算) | | 2 |
| 7 | きょうだいの 施設利用 | 育児休業取得期間が1年以上2年未満で復帰(出生日から起算) | | 1 |
| | | きょうだい3名以上が特定教育・保育施設、地域型保育事業又は 企業主導型保育事業を利用もしくは申請している(申請児本人を含む) | | 3 |
| | | きょうだい2名が特定教育・保育施設、地域型保育事業又は 企業主導型保育事業を利用もしくは申請している(申請児本人を含む) | | 2 |
| 8 | 多子世帯(※) | 上記7に該当しない18歳未満のきょうだい1名以上ある世帯 | | 1 |
| 9 | 地域型保育事業等 の卒園児 | 本市の地域型保育事業及び0～2歳児までの保育所(南山保育所を除く)を卒園する児 童が、引き続き市内認可保育施設の利用を希望する場合 | | 15 |
| 10 | 保育士、本市放課後 児童支援員として就 労中(採用予定を含 む)(※) | 特定教育・保育施設、地域型保育事業又は本市の留守家庭児童会での就労 時間が月160時間以上 | | 20 |
| | | 特定教育・保育施設、地域型保育事業又は本市の留守家庭児童会での就労 時間が月120時間以上 | | 10 |
| | | 特定教育・保育施設、地域型保育事業又は本市の留守家庭児童会での就労 時間が月120時間未満 | | 5 |
| | | 本市の特定教育・保育施設及び地域型保育事業で就労 | | 6 |
| | | 指数B | | |

○調整指数区分1～9については、世帯単位で該当する項目の指数を合算します。
○調整指数区分10については、保護者単位で該当する項目の指数を合算します。

(※)区分6は、育児休業取得対象児童に係る調整時のみ加算する項目です。
(※)区分8・10は、新規入所申請の調整時のみ加算する項目です。

補正指数表

| 区分 | 補正項目 | 指数 |
|----|--|-----|
| 1 | 同居する18歳以上65歳未満の就学中ではない世帯員が、無職かつ疾病、障がいがない状態である場合 | -1 |
| 2 | 同居する未就学児(きょうだい)の申請がない場合(疾病・障がいを除く) | -5 |
| 3 | 正当な理由なく、保育料又は給食費の滞納がある場合(申請日現在) | -20 |
| 4 | 保育の利用開始希望月の属する年度内に保育の利用内定を受けたが、自己都合により辞退したことのある場合 | -35 |
| 5 | 認可保育施設又は幼稚園を利用している又は優先的に利用できる場合 | -5 |
| 6 | 企業主導型保育事業を利用している場合 | -2 |
| 7 | すでに市内認可保育施設(認定こども園の1号部分を含む)を別々に利用する2名以上のきょうだいがあり、いずれかが在園する保育施設へ転所を希望する場合 | +6 |
| 8 | きょうだいが在園する保育施設(認定こども園の1号部分を含む)を第一希望として新規利用申請をしている場合 | +2 |
| 9 | 基本指数表の区分2に該当する事業に従事し、就労証明書に営業証明書以外の添付資料がある場合 | +4 |
| 10 | 保護者が内職に従事している場合 | -5 |
| | | 指数C |

○補正指数区分1～8については、世帯単位で該当する項目の指数を合算します。

○補正指数区分9・10については、保護者単位で該当する項目の指数を合算します。

優先比較項目表

| 区分 | 要件 | 優先度 |
|----|--|-------------|
| 1 | 保護者が市内特定教育・保育施設、地域型保育事業で保育士として就労中又はその予定である世帯 | 高 ↓ 低 |
| 2 | 虐待・DVIによるケースの世帯又はそのおそれにある世帯 | |
| 3 | ひとり親世帯 | |
| 4 | 養育している就学前児童の人数が多い世帯 | |
| 5 | 養育している18歳未満の子どもの人数が多い世帯 | |
| 6 | 基本指数の高い世帯(補正指数表区分9を含む。) | |
| 7 | 調整指数の高い世帯 | |
| 8 | 保護者の月間就労日数がより多い場合 ※就労日数の少ない方で比較 | |
| 9 | 保護者の不在時間(保育できない時間)がより長い場合 ※通勤時間含む | |
| 10 | 保育料又は給食費の滞納がない世帯 | |
| 11 | 利用希望する施設にすでにきょうだいが在籍する又は同時に申請している世帯 | |
| 12 | 同居する親族がない世帯 | |
| 13 | 保護者のいずれかが18歳未満の世帯 | |
| 14 | 利用調整を行う保育所等において希望順位がより高い世帯 | |
| 15 | 障がい児(者)と同居している世帯 | |
| 16 | その他、市が優先すべきと判断する世帯 | |

○指数の合計が同じであった場合、優先比較項目の要件を勘案し優先度を判断します。

○複数の要件にあてはまる場合、優先度が高い要件で比較します。

10. 市内保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業一覧

認可保育所 ①河原保育所(市立)

〒610-0361 河原神谷69

☎/FAX 0774-62-2681/62-2697

【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】230人



近鉄新田辺駅から徒歩8分くらいのところにあります。平成22年に完成した園舎です。一時保育室「ひまわり」を併設しています。

認可保育所 ②草内保育所(市立)

〒610-0311 草内五反田22-1

☎/FAX 0774-62-1054/62-2483

【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】120人



京田辺市東部の住宅地の中にあります。近くには、木津川や田畑があり、L字型の園舎からは子どもたちが遊ぶ園庭が見渡せます。

認可保育所 ③三山木保育所(市立)

〒610-0313 三山木中央五丁目4-1他

☎/FAX 0774-62-2055/62-2708

【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】250人



平成27年3月に新築移転、近鉄三山木駅から西へ徒歩8分くらいのところにあります。一時保育室「さくらんぼ」を併設しています。

認定こども園 ④大住こども園(市立)

〒610-0343 大住池平32-4

☎/FAX 0774-62-7405/64-0454

【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】79人(保育部分)



大住幼稚園を建て替えて、令和5年4月に認定こども園として開園しました。近隣には大住中学校や大住小学校があり、自然豊かな環境です。一時保育室「こりす」を併設しています。

認可保育所 南山保育所(市立)

〒610-0313 三山木南山63

☎/FAX 0774-62-3641/62-3642

【対象年齢】1～2歳 【定員】40人



入所児童は2歳児までの小さな保育所。小規模ならではのアットホームな雰囲気です。3歳児からは三山木保育所に転所となります。

- 南山保育所の募集は令和6年度入所分から行いません。

市立保育所等の情報は京田辺市ホームページからご覧いただけます。

<https://www.city.kyotanabe.lg.jp/>



認可保育所 ⑤大住保育園(私立)

〒610-0343 大住下西野77

☎/FAX 0774-62-0468/63-7574

URL <http://www.oosumi-hoikuen.jp/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】120人



(園長からひとこと)
キリスト教教育に基づいて子どもの心に寄り添い、一人ひとりを大切に保育を行います。広い園庭で元気一杯走り回り遊ぶことで、様々なことを学び生きる力につながります。

認可保育所 ⑥みみづく保育園(私立)

〒610-0331 田辺尼ヶ池18

☎/FAX 0774-63-2335/63-2326

URL <http://www.mimiduku.jp/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】225人




(園長からひとこと)
子どもたち一人一人の心に丁寧に寄り添うことを大切にしています。保育者が子どもと向き合う時間をしっかり確保して、伸び伸びと過ごせる園です。

認可保育所 ⑦ウェルネス保育園京田辺(私立)

〒610-0315 同志社山手一丁目20-4

☎/FAX 0774-39-3056/39-3057

【対象年齢】生後57日目～2歳 【定員】45人



(園長からひとこと)
2023年4月に開園しました。『心身ともにたくましく』の方針のもと、保護者にとって「安心できる」「頼れる」園として子どもの成長に寄り添っていきます。


認定こども園 ⑧松井ヶ丘保育園(私立)

〒610-0357 山手東二丁目2-7

☎/FAX 0774-63-2649/68-2750

URL <http://matsuiagaoka-hoikuen.jp/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】260人(保育部分)



(園長からひとこと)
自然とのふれあいや、色々な好奇心を刺激する体験を子どもたちができるだけ多く持つように心がけ、一人ひとりの育ちを支えます。

認定こども園 ⑨こもれび(私立)

〒610-0315 同志社山手四丁目3-1

☎/FAX 0774-66-3949/66-3950

URL <http://www.komorebi-kyoto.jp/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】138人(保育部分)



(園長からひとこと)
こもれびで過ごす時間は、優劣や順位を過度に追求するのではなく、子どもたちが“こだわりたいコト”や“表現したいモノ”など、個々の感性や感覚を大切に育みます。

認定こども園 ⑩みんなのき三山木こども園(私立)

〒610-0313 三山木中央三丁目1-16

☎/FAX 0774-65-3715/65-3751

URL <http://www.ujifukushien.net/>

【対象年齢】生後57日目～5歳 【定員】90人(保育部分)



(園長からひとこと)
「いのちを大切に」を理念に、AI時代だからこそ愛情豊かな関わりを土台として、衣食住の生活や自然体験を柱に、子どもも大人も誰もが生き生き育みあう保育を志します。

小規模保育 ⑩ニチキッズたなべ保育園(私立)

〒610-0331 京田辺市田辺針ヶ池15-2
ヒラドツツジガーデン1階

☎/FAX 0774-65-9014/65-9017

URL <http://www.nichikids.net/>

【対象年齢】生後57日目～2歳 【定員】19人



(園長からひとこと)
2022年4月に開園した0歳児～2歳児の小規模保育園です。JR京田辺駅から徒歩3分。『おもいっきり遊ぶ。おもいっきり学ぶ。』の理念のもと、心身ともに健やかに成長できるよう寄り添っていきます。

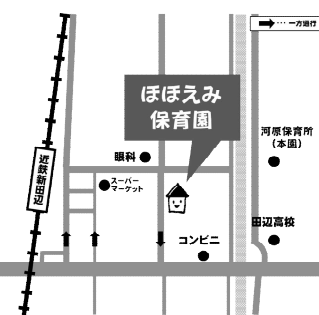
小規模保育 ⑫ほほえみ保育園京田辺園(私立)

〒610-0361 京田辺市河原北口8-3
カーサ高村1階

☎/FAX 0774-34-0570/34-0571

URL <https://www.hohoemi-hoikuen.com/>

【対象年齢】生後57日目～2歳 【定員】19人



(園長からひとこと)
家庭的な雰囲気の中、様々な体験を通して心身ともに健やかな子どもが育つ、笑顔いっぱいの保育を目指しています。子ども達が楽しめるデイリープログラムを提供します。

小規模保育 ⑬まゆあいのおうち保育園(私立)

〒610-0332 京田辺市興戸北落延42-1

☎/FAX 0774-65-1577 (電話・ファックス共通)

URL <https://www.soyosapo.com/>

【対象年齢】生後57日目～2歳 【定員】19人



(園長からひとこと)
2023年4月に開園しました。優しい素材に包まれた温かなお部屋で、少人数の良さを生かし、一人一人の育ちのペースを尊重して、まるで、第2のおうちのように伸び伸びと過ごし心と体がバランスよく成長することを大切にしています。

- 令和5年9月29日現在の情報を掲載しています。
- 各施設の定員と入所児童数については差が生じることがあります。

見学を希望される場合は、必ず事前に施設へご連絡してください。



京田辺市の 認可保育施設 MAP

